

東かがわ市告示第 70 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、東かがわ市指定可燃ごみ袋販売代金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

東かがわ市長 上村 一郎

委 託 先 別紙のとおり

委託事務の範囲 東かがわ市指定可燃ごみ袋販売代金の徴収事務

委 託 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで